

ID: 248

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	利用の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市高齢者生活支援ショートステイ運営事業実施に関する規則 第9条第2項		
例 規 番 号	平成12年規則第43号		
【根拠条文】 (入所の申込み及び利用決定) 第9条 この事業を利用しようとする者の介護者は、入所の理由が生じたとき、市長に所定の申請書を提出するものとする。 2 市長は、前項の申込みを受けたときは、速やかに利用の可否を決定し、その旨を介護者に通知するとともに、入所を必要とする場合にあっては、指定施設に入所依頼するものとする。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (利用対象者) 第4条 この事業の利用対象者は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。ただし、感染性疾患を有し、他の者に感染させるおそれのある者及び疾病等により医療機関に入院して治療を受ける必要がある者を除く。 (1) 65歳以上の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第18条に規定する保険給付を受けない生活支援の必要な高齢者。ただし、市長が特に認める場合は、60歳から64歳までの者を対象とすることができる。 (2) その他市長が特に必要と認める者			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日